公益財団法人広島大学教育研究支援財団 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第 197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及 び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第1 4条及び第31条の規定に基づき、公益財団法人広島大学教育研究支援財団の理事及び監 事並びに評議員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償の支給の基準について定め ることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等に対しての費用弁償は行わない。

(支給基準の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人広島大学教育研究支援財団の設立の登記の日から施行する。